

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に 伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について、方針を決定した。感染症法上の位置づけが変更された後も、引き続き、感染が継続していくことが見込まれる中、当面の間、一定の保健・医療体制を確保するための各種経過措置が設けられたことを評価する。

保健・医療の現場において、円滑な移行を進めるため、移行計画の策定や対応する医療機関の拡大について、政府において責任をもって都道府県を支援するとともに、医療機関の設備整備に対する財政支援や、感染症の特性に応じた看護や入院調整、高齢者施設等の感染対策などの新たな対応体制の構築に向けた環境整備その他の支援を、5月8日に向けて十分かつきめ細やかに講じていただきたい。

全国知事会として、国と地方が一体となって5類移行を円滑に実現し、感染対策と経済・社会機能の確保・両立を図っていく決意であり、国におかれては、必要な対策について責任をもって丁寧な説明・周知を図るとともに、引き続き、地方と協議を行うなど緊密な協力関係を構築し、現場の声に応えた機動的な支援を展開いただくことを強く求める。

令和5年3月14日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行

福島県知事 内堀 雅雄